

令和5年度 事業計画

基本方針

静岡県農業の持続的な発展のためには、農業者の経営規模の拡大、将来を担う新規就農者の育成・確保などが重要な課題である。このため、引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条に基づく農地中間管理事業（農地バンク事業）による担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の育成、企業参入の推進、農業経営の法人化などに取り組み、農地政策と担い手政策を着実に展開して、将来にわたり安定した静岡県農業の実現を図る。

農地バンク事業は、県、農業会議、JA静岡中央会、土地改良事業団体連合会とともに、「令和5年度地域計画策定による担い手等への農地集積・集約化に関する推進方針」に基づき、農地バンク事業面積1,000haを目標に、関係者が一丸となって取り組み、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

こうした取組が着実な成果に結びつくよう、市町や農業委員会との連携強化、農業者等による協議の場への参加や担い手が不足している地域への担い手情報の提供などを行うため、地域別の駐在員や広域的に活動する人・農地調整員を配置する。併せて、県外の農業法人等の誘致や企業の農業参入の推進により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の実現に向けた農地バンク事業の推進に取り組む。さらに、担い手の経営規模の拡大や農地の面的集積を促進するため、農地売買等支援事業を実施する。

青年農業者等の育成及び確保は、青年農業者等育成センターにおいて、就農相談や自立就農を目指す青年等を対象に研修を行うがんばる新農業人支援事業などを実施する。

農業経営の法人化推進は、農業経営・就農支援センターにおいて、専門家派遣等により、農業経営の改善や法人化、新規就農者への支援など農業経営者への総合的サポートを行う。

指導的農業者等に対する支援では、農業経営士協会及び青年農業士会の事務局として、県と連携し研修会等の各種活動を支援する。

I 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業

農用地等の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資するため、県、市町、農業委員会、J A等関係機関・団体との連携体制を強化して、農地バンク事業及び農地売買等支援事業を進める。

1 農地バンク事業

農業経営の規模拡大、農用地の集積・集約化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等により農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地バンク事業を活用して、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を借り入れ、担い手農業者に貸し付ける。また、必要に応じて担い手に貸し付けるまで保全管理を行う。

(1) 令和5年度農地バンク事業の目標

区分	内 容	面積
目標面積	農地バンク事業を活用した農地集積面積	1,000ha
取組面積	目標地図への表示に取り組む面積	1,588ha

(2) 農地バンク事業の推進

ア 重点的な推進事項

- ・ 県、市町、農業委員会、J A、土地改良区等関係機関と連携し、地域計画の策定協力や地域計画の実現に向けた農地バンク事業の推進に取り組む。
- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務手続きの変更に対応するとともに、農用地利用集積等促進計画の策定に当たっては、事務の簡素化が図られるように、事務手続きの手順の整理や必要書類の見直しなどに取り組む。
- ・ 農地貸借手続きの農地バンク事業への一本化に対応するため、引き続きJ A及び市町等と連携し、農地利用集積円滑化事業からの載せ替えをスムーズに進めるとともに、市町利用権設定からの載せ替えを推進する。
- ・ 農地の受け手となる新たな担い手確保のために、県と連携した県外の農業法人等を誘致する取組や、農外企業の参入促進と参入後の経営支援などを行う。
- ・ 関係機関と連携し、様々な機会を通じて農地バンク事業に関する広報を行い、事業の周知等を行う。

イ 推進体制

- ・地域計画の策定主体である市町等関係機関との連携や市町が開催する農業者等の協議の場に参加するため、県内6か所に駐在職員を配置する。
- ・担い手不足地域への地域外の担い手候補者の紹介や牧之原地域の茶園集積の促進のため、人・農地調整員を配置する。
- ・円滑かつ効果的に事業を実施するため、地域の農地や担い手に精通した市町やJAに、農地バンク事業の一部を委託する。

(3) 業務委託

ア 農地中間管理事業業務委託

- ・委託先：県内35市町、県内10JA
但し、委託に応じた市町及びJAと契約締結する。
- ・内容：事業周知、窓口業務、促進計画案の調整業務ほか
- ・期間：令和5年4月から令和6年3月

イ 農業法人誘致推進事業サポート業務委託

- ・委託先：公募型企画提案による募集
- ・内容：静岡県の農用地等の借受を希望する県外に所在する農業法人等の意向把握等に対する助言・指導への支援ほか
- ・期間：令和5年4月から令和6年3月

2 農地売買等支援事業

担い手における経営の規模拡大、農地の面的集積を促進するため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を買入れ、その農用地を担い手に売り渡す。

農地売買等支援事業計画

区 分	買入面積	売渡面積
農地売買等事業	12.0ha	12.0ha
公社単独農地集積事業 ※	0.5ha	0.5ha
合 計	12.5ha	12.5ha

※（公社）全国農地保有合理化協会の融資要件を満たさないもの

3 人・農地プラン支援事業

市町が策定する地域計画の実現に向け、担い手が不足している地域の担い手の確保を図るため、第三者経営継承の推進、中古ハウス等遊休資産の活用、参入企業の経営支援や農業参入法人研究会（45社）の活動支援を実施する。

II 青年農業者等の育成及び確保に関する事業

農業従事者の高齢化や農家後継者の不足等により地域農業が脆弱化している中で、新規就農者をはじめとした多様な担い手を育成・確保するため、青年農業者等育成センターを設置し、自立就農を志す青年等に対して支援等を行う。

1 青年農業者等育成業務

(1) 就農支援活動

就農啓発や就農支援を行う窓口を設け、新規に就農しようとする青年等を対象に、面談やインターネット、メールによる相談を受けるとともに、全国段階で開催される就農相談会等に参加し、就農相談や情報提供に努める。

また、無料職業紹介事業にも取り組み、農業法人等への就職希望者への職業紹介を行う。

(2) 関係機関との連携による就農促進

市町で開催される青年等就農計画認定会議や特別融資制度推進会議、国や県で開催される就農関係会議等に参加し、新規就農者の育成・確保をはじめとした就農対策の推進を図る。

(3) 青年農業者の交流促進

農家後継者を中心とした農業青年クラブの諸活動を支援し、青年農業者の交流促進を図る。

2 がんばる新農業人支援事業の実施

静岡県内で自立就農を目指す青年や、新作物の導入または新部門の事業化を志す兼業農家後継者の青年並びに副業として小規模就農を目指す者を対象に、農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修（1年間）を行う。

(1) 研修生の募集人数

- ・ 新人材育成タイプと後継者強化タイプ 25人程度
- ・ 半農半Xタイプ 10人程度

(2) 研修内容

ア 新人材育成タイプ

① 地域受入型

地域受入連絡会（農協、指導農家、市町等で組織、令和5年度12地域）が研修生を受け入れ、地域での就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

② 農業法人等受入型

地域受入連絡会が設置されていない地域での研修や、地域受入連絡会で対応できない作目を希望する者を対象に、農業法人等が研修生を受け入れ、

県内での就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

イ 後継者強化タイプ

兼業農家後継者の経営の強化を図るため、農業法人等が研修生を受け入れ、「新規作目の導入」や「加工・販売等の新規事業の立ち上げ（6次産業化）」に係る実践研修や就農準備等を支援する。

ウ 半農半Xタイプ

半農半X地域受入連絡会（農協、指導農家、市町等で組織）が研修生を受け入れ、副業的な小規模就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

III 農業経営の法人化推進に関する事業

農業経営の改善や法人化を推進するため、拠点となる農業経営・就農支援センターを設置するなど地域の農業を担う人材を幅広く確保・育成する。

1 農業経営者総合サポート事業

静岡県農業経営・就農支援センターに専属スタッフを置き、農業経営の改善や法人化推進、新規就農者への支援など、農業を担う者を対象に、就農から経営発展まで一貫してサポートする。

そのため、就農相談会や経営研修会の開催、個別相談者への対面やメール等による助言、就農地の市町関係者への紹介などを行う。

また、重点支援対象者の伴走型支援を行うため、県、商工系団体、JA静岡中央会等を構成員とする経営戦略会議において、中小企業診断士や税理士等の経営指導の専門家を選定し、対象者の実情や相談内容に合った専門家派遣を行い、農業経営の改善や法人化を支援する。

2 静岡県農業法人協会に対する活動支援

静岡県農業法人支援協議会に参画し、静岡県農業法人協会（131 会員）が行う経営力強化に関する活動等を支援する。

IV 指導的農業者等に対する支援に関する事業

静岡県農業経営士協会と静岡県青年農業士会の事務局として、総会・理事会の開催、運営など組織活動の支援を行う。

また、農業経営士、青年農業士の資質向上と会員相互の情報交換を行うため、研修会の開催など諸活動を支援する。